

京都市消防局告示第4号

京都市火災予防条例第30条の2第2項第6号の規定に基づき、火災の発生を感知し、及び報知する警報器に関する基準を平成18年6月1日から次のとおり定めます。

平成17年10月31日

京都市消防局長 森澤 正一

- 1 火災の発生を感知し、及び報知する警報器は、定温式住宅用火災警報器（住宅における火災の発生を早期に感知し、及び報知する警報器（一局所の周囲の温度が一定の温度以上になったときに火災が発生した旨の警報（以下「火災警報」という。）を発するものに限る。）であって、感知部、警報部等で構成されたものをいう。以下同じ。）とします。
- 2 定温式住宅用火災警報器は、次のとおり設置し、及び維持するものとします。
 - (1) 天井（天井がない場合にあつては、屋根。以下同じ。）又は壁の屋内に面する部分に、次に定めるところにより、設けること。
 - ア 天井の屋内に面する部分に設けるときは、壁又ははりからの水平距離が0.4メートル以上離れた位置に設けること。
 - イ 壁の屋内に面する部分に設けるときは、天井からの垂直距離が下方0.15メートル以上0.5メートル以内の位置に設けること。
 - ウ 通常の調理時に高温になるおそれがある場所（こんろの真上付近の場所）以外の場所でこんろに起因する火災を有効に感知できる部分
 - エ 換気口その他これに類するものの空気吹出口から1.5メートル以上離れた位置に設けること。
 - (2) 電源に電池を用いる定温式住宅用火災警報器にあつては、当該定温式住宅用火災警報器がこれを有効に作動させることができる電圧の値に維持されていないときは、電池を交換すること。

- (3) 電源に電池以外のものを用いる定温式住宅用火災警報器にあっては、次の基準に適合していること。
- ア 定温式住宅用火災警報器に電力が正常に供給されていること。
 - イ 電力は、定温式住宅用火災警報器と分電盤との間に開閉器が設けられていない配線から得ること。
- (4) 自動試験機能（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（以下「住宅用防災警報器等規格省令」という。）第2条第5号に規定する自動試験機能をいう。以下同じ。）を有しない定温式住宅用火災警報器にあっては、当該定温式住宅用火災警報器を交換すべき期限が到来する前に、交換すること。
- (5) 自動試験機能を有する定温式住宅用火災警報器にあっては、当該定温式住宅用火災警報器に係る機能が適正に維持されていないことが確認されたときは、当該定温式住宅用火災警報器を交換すること。
- 3 定温式住宅用火災警報器の構造及び機能は、住宅用防災警報器等規格省令第3条第1号から第12号まで、第16号及び第17号並びに第4条の規定の例によるものとし、この場合において、同省令第3条及び第4条中「住宅用防災警報器」とあるのは、「定温式住宅用火災警報器」とします。
- 4 定温式住宅用火災警報器は、住宅用防災警報器等規格省令第5条第1項第3号から第10号まで及び第2項の規定の例による試験に適合するものであるものとし、この場合において、同条第1項中「住宅用防災警報器」とあるのは、「定温式住宅用火災警報器」とします。
- 5 定温式住宅用火災警報器の感度は、次に掲げる試験に合格するものであるものとし、
- (1) 作動試験 81. 25度の温度の風速1メートル毎秒の垂直気流に投入したと

き、40秒以内（壁面に設置するものにあつては、次式で定める時間 t 秒以内）で火災警報を発すること。

$$t = 40 \log_{10} (1 + (65 - \theta_r) / 16.25) / \log_{10} (1 + 65 / 16.25)$$

注 θ_r は室温（度）を表す。

(2) 不作動試験 50度の風速1メートル毎秒の垂直気流に投入したとき、10分以内で作動しないこと。

- 6 定温式住宅用火災警報器は、住宅用防災警報器等規格省令第8条（第2号及び第8号を除く。）の規定の例による表示があるものとします。この場合において、同条中「住宅用防災警報器」とあるのは、「定温式住宅用火災警報器」とします。

（京都市消防局予防部指導課）